

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社赤井建設
富山県射水市海老江七軒1491

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 9 月 7 日～令和 5 年 10 月 6 日（1ヵ月）

北陸区域(新潟県、富山県、石川県、福井県)

3 指名停止理由

株式会社赤井建設は、国立大学法人発注の建築一式工事の施工にあたり、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号で規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請として、政令で定められた総額6,000万円以上(建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)による改正前の建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2条ただし書に規定する額)の下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月13日に富山県知事より指示処分を受けた。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内